

平成 30 年度  
第 2 回理事会議案書

**第 1 号議案**

**定款の一部改正について**

**第 2 号議案**

**役員及び評議員会の報酬並びに費用に関する規程の一部改定について**

## 第 1 号議案 定款の一部改正について

このことについて、平成 30 年 7 月 26 日付法人第 1280 号指令で公益財団法人化したことによる北海道総務部法務・法人局法人団体課からの「定款の一部改定」助言を踏まえた次の定款を諮るための評議員会を開催する。決議をお願いします。

(新)公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会 定款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、特別支援学校のスポーツ振興に関する事業を行い、障害のある児童生徒の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フットサル等スポーツ活動の普及
  - (2) フットサル等競技会等の開催・助成
  - (3) フットサル等スポーツ活動の調査・研究
  - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第 1 号の事業は、北海道において行うものとする。

### 第 3 章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

設立者 小野寺 眞悟 札幌市豊平区平岸 2 条 7 丁目 4 番 8--803 号

拠出財産及びその価格 現金 5,000 万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人。

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営について細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任する時は、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日々の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上10名以内

(2) 監事2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び公益財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員等の構成)

第 24 条 この法人のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 前3項における親族その他特殊の関係にある者とは、相続税法施行令第33条第3項第1号に準拠す

るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長を補佐する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第35条 贈与等に係る財産が贈与等をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を得ることを必要とする。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 事務局

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。



(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第 11 章 補則

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けた日から施行する。

2 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

小幡 朋弘 小野寺 隆彦 橋本 昭夫 吉田 洋一 太田 眞  
近田 勝信

3 この法人の設立時理事及び時監事は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

小野寺 眞悟 堀 達也 鎌田 昌市 小野寺 裕司 堰八 義博  
三好 昇

(2) 設立時監事

水野 克也 田澤 泰明

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 7 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日

から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第 6 条関係)

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
普通預金	50,000,000 円

公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会 定款 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 ～ (略) 第4条</p> <p>第3章 <u>財産及び会計</u> →<u>資産及び会計</u></p> <p>第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。 設立者 小野寺 眞悟 札幌市豊平区平岸 2 条 7 丁目 4 番 8--803 号 拠出財産及びその価格 <u>現金 300 万円</u></p> <p>第6条 ～ (略) 第13条</p> <p>第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>第15条 評議員は、無報酬とする。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>第16条 ～ (略) 第18条</p> <p>第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>第1条 ～ (略) 第4条</p> <p>第3章 <u>資産及び会計</u></p> <p>第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。 設立者 小野寺 眞悟 札幌市豊平区平岸2条7丁目4番8--803号 拠出財産及びその価格 <u>現金 5,000 万円</u></p> <p>第6条 ～ (略) 第13条</p> <p>第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。<u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員は、<u>第12条</u>に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>第15条 評議員は、無報酬とする。 <u>2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</u> <u>この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。</u></p> <p>第16条 ～ (略) 第18条</p> <p>第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p> <p>2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p><u>3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日</u><u>の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。</u></p>

第 20 条

～ (略)

第 23 条

第 24 条 この法人のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 (略)

3 この評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及び園親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。  
(追加)

第 25 条

～ (略)

第 26 条

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 (略)

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 28 条 (略)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 (略)

第 30 条

～ (略)

第 34 条

(追加)

第 35 条 (略)

第 20 条

～ (略)

第 23 条

第 24 条 この法人のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 (略)

3 この評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 前 3 項における親族その他特殊の関係にある者とは、相続税法施行令第 33 条第 3 項第 1 号に準拠するものとする。

第 25 条

～ (略)

第 26 条

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 (略)

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 28 条

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 (略)

第 30 条

～ (略)

第 34 条

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第 35 条 贈与等に係る財産が贈与等をした者又は

これらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を得ることを必要とする。

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

氏名 小野寺 眞悟

名称 公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会

住所 札幌市手稲区曙11条1丁目7号

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

以上、公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会の設立のため、この定款を作成し、設立者がこれに記名押印する。

平成 年 月 日 設 立 者 小野寺 眞 悟 ㊞

(追加)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第41条 (略)

第42条 (略)

第43条 (略)

附 則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

(削除)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(削除)

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第6条関係)

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
普通預金	50,000,000 円

## 第 2 号議案

### 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改定について

このことについて、平成 30 年 7 月 26 日付法人第 1280 号指令で公益財団法人化したことによる北海道総務部法務・法人局法人団体課からの「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の一部改定助言を踏まえ、次の内容として理事会で決定し、評議員会に諮る決議をお願いします。

### 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(平成 年 月 日評議員会決定)

#### (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人小野寺眞悟障がい者スポーツ振興会(以下、「この法人」という。)の定款第 15 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び公益財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務追行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とすることとし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 評議員には、定款第 15 条第 1 項により報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬」とおとし、非常勤役員報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」とおとし、年間報酬総額80万円(理事60万円、監事20万円)の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

別表第1「常勤役員の報酬」

月額5万円 (税込み)

別表2 「非常勤役員の報酬」

理事会への出席に対する報酬

1日 1万円 (税抜き)